

月報はさま



令和2年12月1日（火）
迫公共職業安定所
登米市迫町佐沼字内町 42-10
TEL0220-22-8609 FAX0220-22-9579

◎●◎令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります◎●◎

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇う義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、**令和3年3月1日から以下のように変わります。**

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

◎●◎対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります◎●◎

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

お問合せはハローワーク迫 求人・専門援助部門(0220-22-8609)まで

宮城県特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

- 鉄鋼業：925円**（923円から2円引上げ） 令和2年12月15日より
- 自動車小売業：891円**（890円から1円引上げ） 令和2年12月24日より
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業864円**
（862円から2円引上げ） 令和2年12月20日より

なお、宮城県内で働くすべての労働者に適用される宮城県最低賃金については、令和2年10月1日から、**時間額825円**の適用がなされています。

詳細は宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

職業紹介関係取扱状況 [令和2年10月内容]

	8月	9月	10月	対前月比 (%)	対前年同月比 (%)
新規求職者数	324人	313人	341人	8.9	9.6
有効求職者数	1,398人	1,421人	1,406人	▲1.1	3.9
新規求人数	390人	447人	442人	▲1.1	5.5
月間有効求人数	1,089人	1,206人	1,176人	▲2.5	▲4.9
有効求人倍率	0.78倍	0.85倍	0.84倍	▲0.01ポイント	▲0.07ポイント
紹介件数	385件	426件	391件	▲8.2	▲7.8
就職件数	112件	160件	138件	▲13.8	▲7.4
基本手当受給者実人員	378人	355人	323人	▲9.0	22.8
基本手当支給額	50.226千円	56.873千円	47.878千円	▲15.8	35.5

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で8.9%増加し、前年同月比では9.6%増加した。有効求職者数は前月比で1.1%減少し、前年同月比では3.9%増加した。

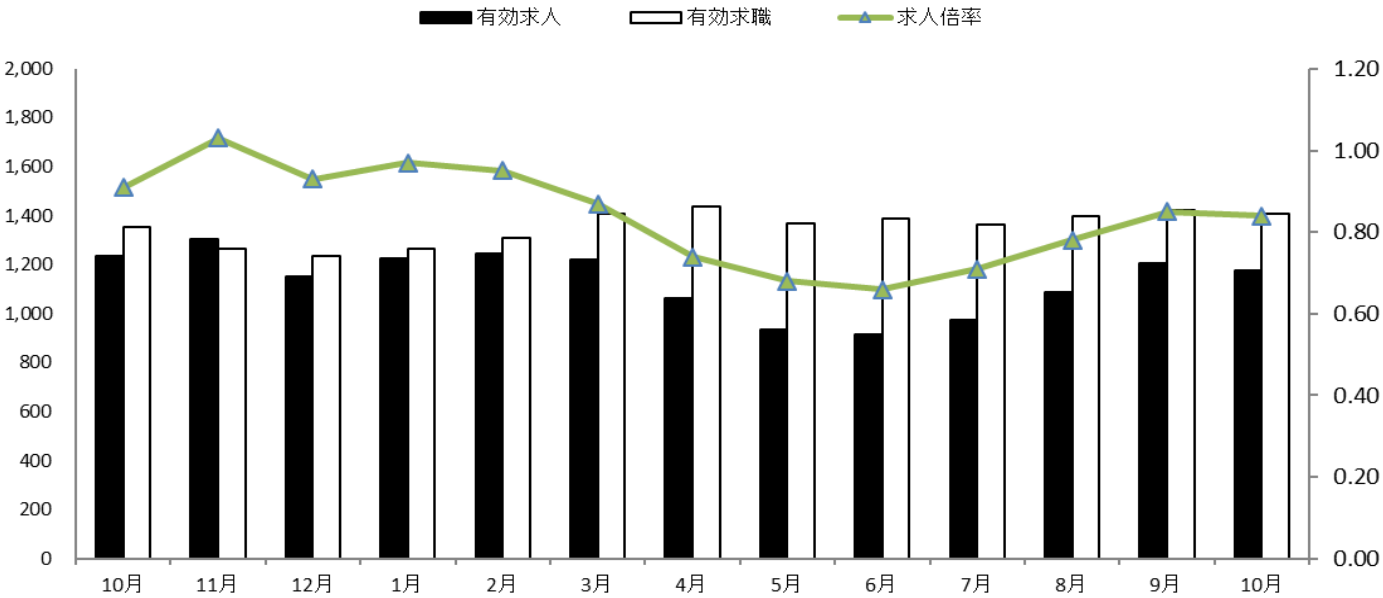
新規求人数は前月比で1.1%減少し、前年同月比では5.5%増加した。月間有効求人数は前月比2.5%減少し、前年同月比では4.9%減少した。

有効求人倍率は0.84倍（原数値）で、前月比0.01ポイント減少し、前年同月比では0.07ポイント減少した。また、宮城県は1.16倍、全国は1.04倍（季節調整値）となっている。

雇用保険基本手当受給者実人員は、前月比9.0%減少し、前年同月比では22.8%増加した。

求人・求職・求人倍率の推移【令和元年10月～令和2年10月】

（求人倍率：求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す数値です）



	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人	1,236	1,304	1,151	1,225	1,245	1,221	1,062	935	915	976	1,089	1,206	1,176
有効求職	1,353	1,266	1,234	1,266	1,310	1,409	1,438	1,370	1,389	1,366	1,398	1,421	1,406
求人倍率	0.91	1.03	0.93	0.97	0.95	0.87	0.74	0.68	0.66	0.71	0.78	0.85	0.84